

所有権を移転した場合の納税義務者の取扱い

昨年	8月	
	9月	
	10月	
	11月	<u>売買契約締結</u>
	12月	
今年	1月	賦課期日(1月1日)現在では、登記簿に旧所有者が所有者として登録されている。
	2月	
	3月	<u>所有権移転登記完了</u>
	4月	
	5月	<u>納税通知書送付</u> (賦課期日現在の所有者である旧所有者が納税義務者となる。)
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	:	